

＜実習の実施上の留意点＞

- 1 事業者、実習施設は、実習生として守るべき事項を提示する。
- 2 実習施設は、指導職員を明確にする。
- 3 日勤帯での実習を基本とするが、可能であれば遅番、夜勤等に実施することも考えられる。
- 4 かかわるユニットや利用者を決める方法も考えられる。
- 5 簡単な介護から入り、達成状況を確認した上で、次のステップに進む。
- 6 限られた期間の中で、可能な限り基本介護技術を体験する。観察実習や2人介助を含む。
- 7 利用者の秘密保持に十分配慮するとともに受講生を指導する。
- 8 受講生は、実習施設から毎日実習記録の点検をうける。
- 9 受入機関については、開所又は活動開始から1年以上経過していること。
- 10 原則として実習機関が受講生の勤務先とならないようにすること。
- 11 実習指導に当たる者として、介護、看護又は相談援助等の実務経験が3年以上であり、かつ当該事業所での勤務年数が1年以上の者を実習指導者として配置すること。なお、介護福祉士や看護師などの有資格者が実習指導者となることが望ましい。
- 12 指定事業者は、11の要件について、実習受入機関から実習指導者の情報提供を受けるなどして、適切な実習指導者が配置されているか確認すること。

実習の受入機関

＜介護職員初任者研修課程及び生活援助従事者研修課程＞

実習受入機関
介護保険法上の指定事業所 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） <input type="radio"/> 介護老人保健施設 <input type="radio"/> 介護療養型医療施設 <input type="radio"/> 介護医療院 <input type="radio"/> 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム） <input type="radio"/> 特定施設入居者生活介護の指定を受けた有料老人ホーム <input type="radio"/> 特定施設入居者生活介護の指定を受けた軽費老人ホーム <input type="radio"/> 訪問介護 <input type="radio"/> 訪問看護 <input type="radio"/> 訪問入浴 <input type="radio"/> 訪問リハビリテーション <input type="radio"/> 通所介護 <input type="radio"/> 通所リハビリテーション <input type="radio"/> 認知症対応型通所介護 <input type="radio"/> 小規模多機能型居宅介護 <input type="radio"/> 複合型サービス
障害者総合支援法上の指定事業所 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 障害者支援施設 <input type="radio"/> 共同生活援助 <input type="radio"/> 短期入所

- 居宅介護
- 重度訪問介護
- 同行援護
- 行動援護
- 重度障害者等包括支援
- 生活介護
- 療養介護